

庄内町

支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
庄内町持家住宅建設資金特別貸付利子補給	利子補給	○	○	—	住宅、店舗、併用住宅等の新築、増改築、修繕等工事に必要な資金貸付に対する利子補給	・町及び取扱金融機関の審査基準に合格した方 ・庄内町持家住宅建設祝金との併用不可	新築、増改築、修繕 (店舗を含む)500万円 身障者住宅改良100万円増額	平成29年4月1日～ 平成29年12月28日	建設課管理係 0234-56-3381
庄内町持家住宅建設祝金	補助金	○	○	○	住宅、店舗、併用住宅等の新築、増築、修繕等工事に対する補助	・町内建設業者(庄内町商工会加入)と工事請負契約をする方 ・持家住宅建設特別資金利子補給制度を利用しないこと	・新築工事 工事費の7%(限度額70万円) ※世帯要件に該当する場合のみ工事費の10%(限度額100万円) ・その他工事 工事費の5%(限度額50万円)	平成29年4月1日～ 平成30年3月20日	建設課 都市計画係 0234-42-0860
庄内町住宅リフォーム祝金【県支援事業活用】	補助金	—	○	—	一定の要件を満たした住宅リフォーム工事に対する補助	県内に所在地を有する個人事業者または県内に本店を有する法人事業者に工事を発注すること	・原則的に工事費の10%(限度額20万円) ※県産木材を3?以上使用する工事または空き家の場合:限度額30万円 ・世帯要件に該当する場合のみ工事費の20%(限度額30万円) ※県産木材を3?以上使用する工事または空き家の場合:限度額40万円)	平成29年4月1日～ 平成30年3月20日	建設課 都市計画係 0234-42-0860
木造住宅耐震診断士派遣事業	補助金	—	○	○	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に対する補助	町内に存する木造住宅の所有者	診断費用80,560円 (診断費用88,560円(税込)のうち、利用者負担額8,000円を除いた分)	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	建設課 都市計画係 0234-42-0860
木造住宅耐震改修事業補助金	補助金	—	○	—	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修工事に対する補助	町内に存する木造住宅の所有者	工事費の1/2で、限度額は耐震改修後の評点に応じる ①評点0.7以上(限度額100万円)	平成29年4月1日～ 平成29年12月25日	建設課 都市計画係 0234-42-0860
若者定住促進助成事業	補助金	○	○	○	若者夫婦世帯の住宅取得に対する助成	町内に定住のための住宅を取得する若者夫婦世帯(交付申請時点満41歳未満)に助成	①町外に住所を有すると認める者(3年以上継続して町外に住所を有している者等:詳細はお問い合わせください)は、住宅取得価格(土地代及び中古住宅リフォーム代を含む)の10%(限度額100万円(町内建設業者を利用して取得した場合は限度額150万円)) ②①に該当しない者 住宅取得価格(土地代及び中古住宅リフォーム代を含む)の10%(限度額30万円)	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	建設課 都市計画係 0234-42-0860